35. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m3を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。

平成22年度

地方事務所	検査対象 施 設 数 A	検査実施 施 設 数 B	受検率 (%) B/A	助 言 施設数 C	助言率 (%) C/B	地方事務所等への報告施設数
佐久	382	266	69.6	165	62.0	0
上小	196	156	79.6	102	65.4	0
諏訪	259	233	90.0	122	52.4	0
上伊那	121	34	28.1	15	44.1	0
下伊那	74	25	33.8	9	36.0	0
木曽	29	24	82.8	18	75.0	0
松本	396	349	88.1	204	58.5	0
北安曇	53	33	62.3	16	48.5	0
長野	138	115	83.3	53	46.1	0
北信	122	72	59.0	47	65.3	0
長野市 保健所	447	317	70.9	173	54.6	0
合計	2,217	1,624	73.3	924	56.9	0